

## アメリカ 2014 年農業法

解題／翻訳・解説 服部信司

解題	2
アメリカ 2014 年農業法—主要部分—	18
1. 作物	18
2. 保全	33
3. 貿易	38
4. 栄養	41
5. エネルギー	47
6. 園芸（有機を含む）	52
7. 作物保険	56

## 解 題

服部 信司

(東洋大学名誉教授・日本農業研究所客員研究員)

### 1. 2014年農業法の成立

2014年1月29日、アメリカ議会・下院は251:166で両院協議会がまとめた2014年農業法案(The Agricultural Act of 2014)を可決、上院も2月4日、68:32で可決。その3日後2月7日、大統領がそれに署名し、2014年農業法は成立した。

新農業法の策定作業が議会で始まったのは2012年2月であったから、約2年を要したことになる。アメリカ農業法史上、もっとも長期の時間を要した農業法である。

### 2. アメリカ農業法の特徴

#### (1) 包括法

アメリカ農業法には、アメリカ農務省が所管する全ての政策が含まれている。

2014年農業法の構成を挙げれば、「I作物、II保全、III貿易、IV栄養、V信用、VI農村開発、VII研究・普及、VIII森林、IXエネルギー、X園芸、XI作物保険、XII雑」となっている。

このように分類されている農務省所管の全政策のあり方が、農業法によって決定されるわけである。

#### (2) 時限法

アメリカ農業法は、実施期間が限定された時限法である。これまでの2008年農業法の期間は5年(ただし、2012年12月に1年延長)、2002年農業法は6年、1996年農業法は7年。1990年農業法と1986年農業法はともに5年であったから、2008年農業法で5年に戻ったことになる。2014年農業法

※無断転載禁止(c)一般財団法人農政調査委員会

の期限も5年である。

実施期間が終わりに近くなれば、全ての政策が検討され、再設定されることになる。

#### (3) 農業政策だけでなく食料補助政策を含む

農業法の構成に示されているように、農業法は、栄養政策{低所得層への食料補助政策:その中心は栄養補充支援計画(Supplemental Nutrition Assistance Program:旧フードスタンプ計画。以下フードスタンプとする)}を含んでいる。農務省が栄養政策=食料補助政策を所管しているのである。今日(2013年度)では、アメリカ農務省の支出総額1397億ドルの実に76%を栄養・食料計画が占め(表1)、フードスタンプ計画だけでも総額の56%=784億ドルに及ぶ。フードスタンプの受給者は、2013年度で4760万人、アメリカ総人口の15%に及んでいるからである。

(表1) アメリカ農務省の支出総額と主要内訳(2012年度)

項 目	億ドル	%
栄 養 ・ 食 料 計 画	1,059	75.8
価 格 ・ 所 得 支 持 1) と 作 物 保 険	120	8.6
保 全 計 画	63	4.5
総 額	1,397	100

注1) 輸出支援を含む。

資料:アメリカ農務省。

#### (4) 議会による策定と大統領の承認

農業法(農業・食料政策)の策定は、農業委員会を中心に議会において行われる。歳入・歳出(=予算)についての決定権を議会が持っていることによる。

政府=農務省は、議会が決定した政策(法案)を実施する行政・執行機関として位置している。3権分立が実行されているのである。

議会が可決した法案は、大統領が承認=サインして初めて法として成立

する。大統領は、議会が成立させた法案に対し、サインしない権限＝拒否権を持っている。大統領が拒否した場合、議会が三分の二の多数で可決すれば、法案は大統領の拒否権を乗り越えて成立する。

2014年農業法については、オバマ大統領は、議会通過後、直ちに署名した。両院協議会案を評価してのことである。

### 3. 2014年農業法のポイント

#### (1) 収入保障・所得保障・作物保険の3層構造

2014年農業法は、それまでのアメリカ農業政策＝所得保障の要であった固定支払いを廃止した。高価格・高所得のもとでは、不要とされたのである。

「新しい不足払い(CCP: 価格変動対応型支払)<sup>(1)</sup>と「平均作物収入・選択支払(ACRE。囲み1)も廃止された。代わりに、「収入保障(ARC: 基準収入の86%を保障)」と不足払いの基準をなす目標価格の引き上げを伴った「価格損失補償(PLC: 不足払い)が導入され、生産者は、そのずれかを選択することになった。

収入保障にも最低保証価格として目標価格が設定されている。2014年農業法によって、アメリカの収入・所得保障(補償)は、収入保障・価格損失補償(不足払い)・作物保険の3層構造になったのである。目標価格は生産費(全算入生産費<sup>(2)</sup>)に基づいているから、3層構造の収入・所得政策は、生産者にとって必要な経営安定対策として構築されているといっている。

#### (2) 酪農政策：マージン保護の1点に絞った政策に改革

酪農政策は、これまでの加工乳への価格支持、酪農所得補償政策(MILC)、酪農輸出計画(DEIP: 輸出補助金)を廃止し、全生産者を対象に、酪農マージン{(全牛乳・全国平均販売価格) - (全国平均飼料コスト)}に着目し、これを保護する政策に移行した。酪農所得の中核部分(販売価格 - 飼料コスト)の1点に絞り、その保障政策にふみきったのである。

※無断転載禁止(c)一般財団法人農政調査委員会

### (囲み1) アメリカの作物保険

- |  |
|--|
| <p>I 保険費用：保険料+管理手数料</p> <p>1. 災害保険(CAT)：単収保障プラン＝単収50%、計画価格の55%を保障。<br/>0.5 x 0.55 = 27.5%の価額保障。<br/>総コスト：300ドルの管理コスト(1作物、1カウンティ)のみ。<br/>面積に関わらず。</p> <p>2. CAT以上の保険：1) 管理コスト：1作物、1カウンティ＝30ドル。<br/>2) 生産者のコスト＝支払保険料+管理コスト。</p> <p>II 保険の種類</p> <p>1. 単収保護：個々の農場の単収(実績)に基づく。</p> <p>2. 収入保護：価格を含め収入を保護。</p> <p>3. グループリスク保険：カウンティの平均単収に基づく、広域の生産ロスの保障。個々のロスは補償しない。</p> <p>4. グループリスク所得保険：低価格と低単収の組み合わせによる広範囲の収入ロスに対する保障。個々の農場については保障しない。</p> <p>III これまでの主な保険種類</p> <p>1. APH (Actual Production History)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単収ロス(自然災害：干ばつ、雹、風、霜、病虫害による)への保障。</li> <li>・平均単収の50 - 75%(85%までの地域あり)の間の保険カバー率を選ぶ。</li> <li>・保障予測価格を選ぶ。農務省設定価格の55 - 100%の間。</li> <li>・もし、生産収量が保険収量よりも低ければ、その差について、補償される。</li> </ul> <p>2. ARH (Actual Revenue History)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの点で、APHと同じ。</li> <li>・一定の収入を保障。</li> </ul> |
|--|

#### (3) 綿花政策：WTO裁定への整合性を図り、作物保険に移行

これまでの綿花政策は全面的に廃止され、代わりに作物収入保険：「積み上げ所得補償計画(STAX)」に移行した。これは、アメリカの綿花政策をWTO協定違反としたWTO裁定とそれについての米-伯合意(2010年4月)に基づくアメリカの対応である。2014年10月の米-伯・新了解メモにおいて、ブラジルはこの変更を了承した。以上、3点がアメリカ2014年農業法のポイントである。